

次世代流通情報インフラ調査事業実施要領

制定 平成22年4月1日 21総合第2142号

第1 目的

この要領は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の食品流通効率化・高度化支援事業の項の「4 次世代流通情報インフラ調査事業」について、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領（平成22年3月5日付け21総合第1907号大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「公募要領」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成し、承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の中止又は廃止の承認申請については、農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第5の規定に基づく「事業中止（廃止）承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の5の事業の項の経費の欄の(4)の経費に係る同項の重要な変更の欄に掲げる変更

第3 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式1）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、総合食料局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第4 事業収益状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第9の1の規定に基づき、事業に係る企業化、特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間、毎年、別記様式2により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後1月以内に総合食料局長に提出するものとする。

第5 収益納付

- 1 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の

設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、実施要綱第9の2の規定に基づき、原則として毎会計年度の当該収益に、当該収益を取得したときまでに交付された補助金総額をそれまでに補助事業に関連して支出された開発費総額で除した値を乗じて得た額を、国庫に納付するものとする。

2 収益納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度以降3年間とする。

第6 事業実施主体の特認の要件及び手続

1 公募要領別表1の事業No.15の項の第4欄に掲げる総合食料局長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

（1）食品の流通に携わる複数の民間企業等が構成員となっている任意団体であること。

（2）主たる事務所の定めがあること。

（3）代表者の定めがあること。

（4）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。

（5）各年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

2 特認団体の認定の申請は、実施要綱第5の1の規定による事業実施計画の提出の際、別記様式3を併せて提出することにより行うものとする。

第7 その他

1 事業の実施

この事業を実施するに当たっては、次によるものとする。

（1）総合調査検討委員会の開催

フードチェーンに携わる各段階の事業者が、加工食品の商品管理の更なる効率化を図るために、バーコード等の流通情報インフラの利用手法やこれらの利用に関するニーズ等について調査を行うに当たっての全体的な調査方針の決定、各種調査委員会での調査結果の定量的な評価、取りまとめ等を行うこと。

（2）各種調査委員会の開催

総合調査検討委員会で決定された調査方針に基づき、バーコード、電子商取引その他の流通情報インフラに関する調査委員会を開催し、各流通情報インフラを利用したロット管理の更なる効率化を図るための手法や利用に関する業界全体のニーズ、利用に当たっての費用対効果等について、フードチェーンの各段階に携わる事業者に対する網羅的な調査や流通情報インフラに携わるメーカーに対する調査等を行い、調査結果をとりまとめること。

（3）報告書の作成

事業実施結果を取りまとめ、報告書を作成すること。

2 事業の委託

事業実施主体は、他の民間団体に本事業の一部を委託して行わせる場合には、以下の事項を事業実施計画（別記様式1別添「第1 総括表」の「事業の委託」の欄）に記載することにより、総合食料局長の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

（1）委託先

（2）委託する事業の内容及びそれに要する経費

3 報告又は指導

総合食料局長は、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行

うことができる。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式1(第2、第3、第7関係)

番 号
年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度次世代流通情報インフラ調査事業実施計画の承認(変更、中止、
廃止の承認)の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21総合第2074
号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変
更、中止、廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、
事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の
内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、
変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の
対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃
止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由について記載する
こと。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成
年度次世代流通情報インフラ調査事業実施計画の実施結果の報告について」
とし、「第1 総括表」及び「第3 事業の内容」には、実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円		(1)委託先 (2)委託する事業の 内容及びそれに要 する経費	
合	計					

第2 事業の目的

第3 事業の内容

1 総合調査検討委員会

(1) 委員会開催

委員数(人)

開催時期(年・月)	検討内容	備考

(2) 調査

調査時期(年・月)	調査企業 所在地	調査内容	備考

2 各種調査委員会

(1) バーコードの利用に関する調査委員会

委員会開催

委員数(人)

開催時期(年・月)	検討内容	備考

調査

調査時期(年・月)	調査企業 所在地	調査内容	備考

(2) 電子商取引の利用に関する調査委員会

委員会開催

委員数(人)

開催時期(年・月)	検討内容	備考

調査

調査時期(年・月)	調査企業 所在地	調査内容	備考

(3) その他の流通情報インフラの利用に関する調査委員会

委員会開催

委員数(人)

開催時期(年・月)	検討内容	備考

調査

調査時期(年・月)	調査企業 所在地	調査内容	備考

3 報告書の作成

名称	部数	配布先	備考

別記様式2(第4関係)

番 号
年 月 日

平成 年度次世代流通情報インフラ調査事業収益状況報告書

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け 総合第 号で補助金の交付決定の通知があった次世代流通情報インフラ調査事業について、「農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知)第9の1の規定に基づき、事業の収益の状況について下記のとおり報告する。

記

- 1 事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は特許権等を利用する権利の設定等事業を実施することにより発生した収益
円
- 2 本年度までに補助事業に関連して支出された費用の総額
円
- 3 補助金の確定額
平成 年 月 日付け 第 号確定
円

(注) 収益計算書等を添付すること。

別記様式3(第6関係)

次世代流通情報インフラ調査事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度(月～ 月)
- 6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にとっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(創立総会議事録写し等)
 - (3) その他参考資料